

第4次滋賀県子ども読書活動推進計画の概要

令和2年(2020年)11月13日
第4回滋賀県総合教育会議
資料 2

第1章 第4次計画の策定にあたって

子どもの読書活動推進の意義

- ・読書活動は、言語能力を養い、情緒を育み、知識を獲得し、自己を形成する営み
- ・子どもの読書は、自ら考えて生きる力を身につけた社会の一員となるための大切な活動
- ・子どもを社会の一員として育むため、楽しみながら自主的に行う読書活動のための環境整備が必要
- ・文章や他者とのやりとり等を通じて情報を正しく理解・整理・伝達する「読み解く力」の基礎にもなるもの

計画の性格と役割・計画期間

- (1) 性格と役割
 - ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく
 - ・同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となる
- (2) 計画期間
 - ・平成31年度(2019年度)から概ね5か年

第2章 第3次計画期間中の成果と課題

主な成果

・1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(読書率)は引き続き全国平均を上回る

(平成29年度、滋賀県:小97.1%・中87.7%・高59.8%、
全国:小94.4%・中85.0%・高49.6%)

・学校と公立図書館との連携の強化

(平成24年度、小79.8%・中35.0%・高72.9%
→平成28年度、小86%・中54.5%・高84.4%)

・学校図書館の環境が一定改善

(学校図書館図書標準達成率 平成24年度、小42.1%・中33.0%
→平成28年度、小52.7%・中33.3%
学校司書配置率 平成24年度、小28.9%・中24.0%
→平成28年度、小49.8%・中34.3%)

主な課題

・全国的傾向と同様、小→中→高と学校段階が進むにつれて読書率の低下

・自主的な読書習慣の定着が不十分

(学校の授業以外での、普段(月曜日から金曜日)1日当たりの読書時間が10分以上の児童生徒の割合 平成30年度、滋賀県:小64.1%・中46.8%、全国:小66.2%・中53.5%)

・全国平均と比べ、未だ不十分な学校図書館の環境整備

子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

- ・新学習指導要領の公示(「主体的・対話的で深い学び」等)
- ・学校図書館に関わる国の施策等(学校図書館ガイドライン・地方財政措置)
- ・国の第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
- ・「第3期滋賀県教育振興基本計画」の策定(「読み解く力」の育成等)
- ・「これからの滋賀県立図書館のあり方」の策定
- ・情報化社会の進展(スマートフォンや電子書籍の普及等)

第3章 第4次計画の基本的な考え方

基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

基本的方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実
- (2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

第4次計画で重点的に取り組むべき事項

- ・就学前からの読書習慣の形成
- ・読書に対する興味・関心を広げる取組の普及
- ・学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

※太字下線部は重点事項を踏まえ新たに記載した内容

子どもの発達の段階に応じた読書活動

各発達の段階に応じた子どもの読書活動を推進する環境づくりを進めていくことが必要

家庭における取組

- (1) 啓発冊子等による啓発および情報提供
- (2) 保護者に対する読書活動への理解の促進
(乳幼児の定期検診等を活用した啓発活動の充実)
- (3) 公立図書館の利用促進
- (4) 読み聞かせ会等の実施
- (5) 子育て支援の取組との連携(民間企業や保健・福祉部局と連携した情報発信)

学校等における取組

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
 - ・絵本等に親しむ機会の提供
 - ・資料・設備の整備・充実
 - ・教員・保育士等の理解や技能の向上
 - ・公立図書館やボランティア等との連携
- (2) 小中学校における子どもの読書活動の推進
 - ・児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実
(読書への関心を高める取組)
 - ・学校図書館の整備・充実
(学校図書館リニューアルの普及、教職員の協力体制づくり)
 - ・家庭・地域との連携による読書活動の推進
- (3) 高等学校における子どもの読書活動の推進
 - ・読書指導の充実
(読書への関心を高める取組、授業での言語活動)
 - ・学校図書館の整備・充実(教職員の協力体制づくり)
 - ・公立図書館やボランティア等との連携
- (4) 特別支援学校における子どもの読書活動の推進
 - ・児童生徒の読書活動の充実
 - ・学校図書館の整備・充実(教職員の協力体制づくり)
 - ・教職員の専門性の向上
 - ・公立図書館との連携

働きかけ・情報提供

地域における取組

- (1) 公立図書館における子ども読書活動の推進
 - ・子どもと本の出会いの場の提供
 - ・児童図書に関するレファレンスや読書相談の充実
 - ・蔵書の整備・充実、司書の配置と専門性の向上
 - ・公立図書館間の協力等の推進、全域旅游サービスの推進
 - ・学校等の読書活動への支援
(市町と県の連携による図書の貸出や司書の助言)
- (2) 児童館や公民館等における子どもの読書活動の推進
 - ・子どもが読書に親しむ機会の提供、読書環境の整備・充実
- (3) 文庫活動や読み聞かせボランティアなどによる子どもの読書活動の推進
 - ・学校、図書館との連携等ボランティア活動の場の提供
 - ・国や民間の助成の活用
- (4) 関連機関・団体等との連携による子どもの読書活動の推進
 - ・子どもが集まるところに本がある環境づくり
 - ・関連機関とのネットワークの強化

啓発広報等の推進

・子ども読書活動支援センター等による啓発
・広報等の推進
・優れた取組の奨励

推進体制の整備

・しが子ども読書活動推進協議会の開催等
・しが子ども読書活動支援センターの活動
・市町との連携

第5章 指標の設定

- ①乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合
- ②学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合
- ③1か月に1冊以上本を読んだ高校生の割合
- ④学校図書館図書標準を達成している学校数の割合
- ⑤学校司書を配置している学校数の割合
- ⑥12歳以下の県民1人当たりの公立図書館の児童図書貸出冊数